

令和6年9月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和6年9月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和6年9月5日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第22号 市川市社会教育委員の委嘱について
議案第23号 市川市指定無形民俗文化財の指定について
 - 5 報告第15号 令和6年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第16号 令和5年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第17号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第22号 市川市社会教育委員の委嘱について
議案第23号 市川市指定無形民俗文化財の指定について
 - 2 報告第15号 令和6年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第16号 令和5年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第17号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について

- 3 その他(1) 令和6年度中学生海外派遣事業の報告について
 その他(2) 令和6年度中学生海外受入事業について

5 出席者

教育長	勝山	浩司
委員	山元	幸恵
委員	大高	究
委員	田中	大介
委員	駒	久美子

6 欠席者

委員	広瀬	由紀
----	----	----

7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	板垣	道佳
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	小島	信也
教育総務課長	益子	隆史
青少年育成課長	舘野	裕之
社会教育課長	渡邊	雅直
中央図書館長	米田	有貴子
考古博物館長	小笠原	勝海
学校安全安心対策担当室長	大熊	和男
学校環境調整課長	三浦	将之
指導課長	関原	一久
就学支援課長	生澤	治
保健体育課長	清水	秀峰
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	横田	礼名

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
//	副主幹	新田	伸子
//	副主幹	稲葉	京子
//	主 査	福井	輝
//	主 査	木下	堯

○教育長

ただ今から、令和6年9月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の議事に入ります前に、指導課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○指導課長

貴重なお時間お借りし、申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。8月1日の定例教育委員会において、議案第19号「令和7年度教科用図書の採択について」の議事の中で、広瀬委員から「特別支援教育で使用する教科用図書にデジタルコンテンツの記載はあるか」との質問に対し、「デジタルコンテンツはまだ採用されていない」と申し上げましたが、正しくは、デジタルコンテンツの記載があることを確認いたしましたので、その旨、訂正をお願いいたします。以上でございます。

○教育長

指導課より説明がありました。本日、前回質問された広瀬委員がご欠席ですが、この件につきましては、事前にご了承いただきましたことを申し添えまして、ただ今の申し出のとおり、発言の訂正を許可したいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、本日の議事に移ります。本日の審議案件は、議案2件、報告3件、その他2件でございます。日程に従い議事を進めます。まず、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員、田中大介委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。続きまして、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長においては、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、よろしくをお願いいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第22号「市川市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長です。議案の1ページをご覧ください。社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じ意見を述べるなどの職務を行うもので、社会教育法第15条第1項の規定を受けて、市川市社会教育委員設置条例第1条により設置しております。本案は、令和6年9月30日を

もって、市川市社会教育委員の任期が満了するため、同条例第2条第1項の規定に基づき、委員15名の委嘱につきまして、議案としてお諮りするものです。委員の構成は、資料2ページをご覧ください。第1号委員として学校教育の関係者3名、第2号委員として社会教育の関係者4名、第3号委員として家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、第4号委員として学識経験のある者6名であり、15名中3名の委員が新任となります。委嘱する委員候補者は、2ページのとおりであります。任期は、令和6年10月1日から令和8年9月30日までの2年となります。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案22号を採決いたします。本案を原案のとおりで決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおりで可決いたしました。次に、議案第23号「市川市指定無形民俗文化財の指定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

考古博物館長です。恐れ入りますが、議案3ページをご覧ください。市川市文化財保護条例第29条第1項の規定に基づき、市川市指定無形民俗文化財として「行徳の神輿文化と祭礼」を指定する必要があることから、議案をお諮りさせていただくものです。こちらの文化財の指定の可否に関しましては、本年6月の定例教育委員会を踏まえ、市川市文化財保護審議会に諮問し、8月28日に市川市文化財保護審議会より勝山教育長に対し、答申がされました。答申の内容につきましては、恐れ入りますが4ページをご覧ください。「行徳の神輿文化と祭礼」につきましては、「指定すべきもの」として答申されたことから、新たに市の指定無形民俗文化財とすることについて、お諮りさせていただくものです。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案23号を採決いたします。本案を原案のとおりで決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、報告に入ります。報告第 15 号「令和 6 年度市川市一般会計補正予算（第 3 号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の 10 ページをお願いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条により、市長から「令和 6 年度市川市一般会計補正予算（第 3 号）」のうち、教育に関する事務に係る部分について意見を求められました。しかしながら、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、教育長が令和 6 年 8 月 21 日に臨時に代理し、意見を求められた市議会提出議案について異議のないものとして、8 月 22 日付けで市長へ回答いたしましたので、同条第 2 項の規定により、ご報告いたします。

歳入歳出補正予算のうち、先に歳出予算について、ご説明いたします。議案の 10 ページ、中段をご覧ください。はじめに、第 11 款・教育費、第 1 項・教育総務費、第 2 目・事務局費についてです。第 12 節・委託料におきまして、千葉県建設工事紛争審査会における賠償金支払請求調停事件について、令和 6 年 7 月 1 日付で和解したことにより、本市訴訟代理人弁護士に報酬を支払うため、委託料 70 万円を増額するものです。次に、第 3 項・中学校費、第 1 目・学校管理費についてです。第 13 節・使用料及び賃借料におきまして、令和 6 年度の第一中学校用地の賃借料が、予算編成時に聴取していた見込み額を超過していたことから、賃借料として 82 万 3 千円を増額するものです。次に、第 5 項・学校保健費、第 1 目・学校保健費についてです。第 7 節・報償費におきまして、千葉県より妙典小学校、富貴島小学校、福栄中学校の 3 校が「令和 6 年度心のバリアフリー教育地域拠点校」に内定した旨の通知があったことから、事業実施の経費として講師謝礼金 14 万円を増額するものです。また、第 10 節・需用費におきましても、先に述べた事業の実施に係る費用として、消耗品費 6 万円を増額するものです。次に、第 6 項・社会教育費、第 6 目・博物館費についてです。第 14 節・工事請負費におきまして、自然博物館の収蔵庫冷暖房設備が経年劣化により故障し、緊急的な交換整備が必要なため、改修工事費として 2,000 万円を増額するものです。次に、同項、第 8 目・青少年育成費に

についてです。第 10 節・需用費におきまして、真間小学校において待機児童が多く発生しており、令和 7 年 4 月からの開所に向け、新たに学校内へ放課後保育クラブの整備が必要であることから、施設修繕料として 600 万円を増額するものです。また、第 17 節・備品購入費におきましても、先に述べた待機児童の増により、設備を整備することから、事業用機械器具費として 150 万円を増額するものです。以上、歳出予算につきましては、教育費で 2,922 万 3 千円の増額をするもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳出予算全体の合計額は、153 億 7,822 万 3 千円となります。

続きまして、歳入予算について、ご説明いたします。議案 10 ページの上段をご覧ください。はじめに、第 14 款・国庫支出金、第 2 項・国庫補助金、第 6 目・教育費国庫補助金についてです。第 5 節・社会教育費国庫補助金におきまして、歳出予算にて説明いたしました、新たに放課後保育クラブを整備する費用として、国、県、市で 3 分の 1 ずつ負担することとなっているため、国庫補助金として当該事業の歳出予算総額 750 万円の 3 分の 1 にあたる 250 万円を増額するものです。次に、第 15 款・県支出金、第 2 項・県補助金、第 7 目・教育費県補助金についてです。第 3 節・社会教育費県補助金におきましても、国庫補助金で説明しましたとおり、新たな放課後保育クラブの整備に係る費用につきまして、県補助金においても 3 分の 1 にあたる 250 万円を増額するものです。また、第 4 節・学校保健費県補助金におきましては、歳出予算にてご説明いたしました「令和 6 年度心のバリアフリー教育地域拠点校」への内定に伴い、その対象経費の実支出額全額が県補助金として充当されることから、20 万円を増額するものです。次に、第 20 節・諸収入、第 5 項・雑入、第 6 目・雑入についてです。第 1 節・雑入におきまして、賠償金支払請求調停事件について、令和 6 年 7 月 1 日付で和解したことから、株式会社浅沼組から支払われる解決金として、1,000 万円を増額するものです。次に、第 21 款・市債、第 1 項・市債、第 8 目・教育債についてです。第 3 節・社会教育債におきまして、歳出予算にてご説明いたしました収蔵庫冷暖房設備の緊急的な交換整備に伴い、市債として 1,500 万円を増額するものでございます。以上、歳入予算につきましては、合計で 3,020 万円の増額をするもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入予算全体の合計額は、23 億 9,481 万 3 千円となります。

続きまして、「2. 繰越明許費補正」についてです。議案 11 ページをお願いいたします。先ほど歳出予算にて説明いたしました、収蔵庫冷暖房設備の緊急的な交換整備に係る費用におきまして、今年度中に契約するものの、着工が新年度になることから、2,000 万円を繰越明許費に設定するものです。

最後に「3. 地方債補正」についてです。先程、歳入予算にてご説明いたしました、収蔵庫の冷暖房設備の交換整備に対し、市債を増額することに伴い、

市債の限度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額である 3 億 4,200 万円から、市債の補正額と同額の 1,500 万円増となる、3 億 5,700 万円へ限度額の変更をするものです。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 15 号を終了いたします。続きまして、報告第 16 号「令和 5 年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の 14 ページをお願いいたします。本市の決算につきましては、先ほどご説明いたしました報告第 15 号と同様に、教育長が令和 6 年 8 月 21 日に臨時に代理し、市長へ回答いたしましたのでご報告いたします。それでは、議案の 18 ページをお願いいたします。恐れ入りますが、横向きにしてご覧ください。決算につきましても、歳出予算からご説明いたします。表の一番上の行をご覧ください。教育費の歳出予算の合計欄となっております。第 11 款・教育費全体につきましては、当初予算額 146 億 200 万円に、補正予算額・流充用額等 20 億 9,881 万 9,292 円を加えた、167 億 81 万 9,292 円が予算現額となり、これに対し、支出済額は、148 億 3,191 万 7,747 円となっております。なお、翌年度繰越額は、12 億 9,300 万でございます。予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた予算の執行残額である不用額は、5 億 7,590 万 1,545 円、予算現額に占める支出済額の割合を示す執行率は、88.8 パーセントとなっております。続きまして、不用額が生じた主な理由についてです。表の右端の不用額のうち、各項ごとに不用額が多かった費目に絞ってご説明いたします。はじめに、第 11 款・教育費、第 1 項・教育総務費、第 2 目・事務局費につきましては、コロナ禍の終息や高等教育無償化、他制度の充実が影響し、貸付件数が当初の見込みを下回ったことなどから、7,267 万 3,776 円の不用額が生じたものです。次に、第 2 項・小学校費、第 1 目・学校管理費につきましては、校舎やトイレなどの改修工事費において、契約差金が生じたことなどから 2 億 3,812 万 8,730 円の不用額が生じたものです。第 3 項・中学校費、第 1 目・学校管理費につきましては、先ほどご説明いたしました小学校費と同様の理由により、9,134 万 5,053 円の不用額が生じたものです。第 4 項・学校給食費、第 1 目・学校給食費につきましては、主にガス料金単価が国の負担軽減措置の影響により大幅に下がったことや、給食の提供食数が見込みを下回ったことなどから、5,307 万 3,867 円の不用額が生じたものです。続きまして、19 ページをお願いいたします。第 5 項・学校保健費、第 1 目・学校保健

費につきましては、ヘルシースクール推進事業において、小児生活習慣病予防検診委託料の実施人数が見込みを下回ったことなどから、1,166万4,010円の不用額が生じたものです。第6項・社会教育費、第1目・社会教育総務費につきましては、人件費が主なものであるため説明は割愛させていただきます。第3目・公民館費につきましては、電気料金及びガス料金単価が国の負担軽減措置の影響により当初の見込みを大幅に下回ったこと、また、公民館館庭管理業務において、樹木の剪定・伐採や除草等の実績数量が契約時の予定数量を下回ったことなどから、1,113万5,296円の不用額が生じたものです。第8目・青少年育成費につきましては、放課後保育クラブの指定管理料に係る人件費精算の返納に加え、放課後児童健全育成事業費補助金において、実績報告に基づき補助金を精算したことにより、1,591万3,956円の不用額が生じたものです。第9目・生涯学習センター費につきましては、電気・ガス料金単価が国の負担軽減措置の影響により大幅に下がったことや冷房機器使用の節約に努めたことから1,379万6,965円の不用額が生じたものです。

続きまして、20ページをお願いいたします。第2款・総務費、第1項・総務管理費、第12目・情報システム費のうち教育に関する事務に係る情報システム関連経費についてです。令和5年度の教育に関する事務に係る情報システム関連経費の歳出予算の総額につきましては、当初予算額17億651万8,000円に、補正予算額・流充用額等1億8,286万6,000円を減じた、15億2,365万2,000円が予算現額となり、これに対し、支出済額は、15億2,180万39円となっております。不用額は185万1,961円、執行率は99.9パーセントとなっております、ほぼ予算計上どおりの執行となっております。

続きまして、恐れ入りますが16ページにお戻りください。歳入予算についてご説明いたします。表の1番上の行をご覧ください。教育費の歳入予算の合計欄となっております。当初予算額20億1,163万3,000円に、補正予算等12億1,727万5,000円、継続費・繰越額8億3,923万3,000円を加えた、40億6,814万1,000円が予算現額となっております。また、歳入として徴収すべき額として決定した調定額27億229万6,723円に対し、実際に収納した収入済額は26億1,018万4,421円で、調定額に対する収入済額の割合を示す収入率は、96.6%となっております。不納欠損につきましては、放課後保育クラブ保育料及び入学準備金貸付金償還金で生じたものでございます。収入未済につきましては、放課後保育クラブ保育料、入学準備金貸付金償還金、学校給食費収入で生じたものでございます。歳入についての説明は以上でございます。

続きまして、「令和5年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告 教育委員会分一覧」のうち、主な2つの施策についてご説明いたします。31ページの下段をお願いいたします。「学校給食費管理事業」でございます。子ども

の健やかな心と体を育くむための安全で安心な給食が提供できる環境となるよう、市立学校全 55 校において、令和 5 年度から学校給食費の無償化を実施しました。続きまして、37 ページをお願いいたします。「埋蔵文化財調査事業（下総国府調査）」でございます。国衙・国府の範囲や位置の特定を含む、下総国府の構造・変遷の解明のため、発掘調査および地中レーダー探査を実施し、国衙の主な範囲が特定されるなど多くのことが判明しました。主要な施策の説明は、以上でございます。

なお、本日ご説明いたしました決算の内容につきましては、再来週に予定されております、決算審査特別委員会で審査された後、市議会において認定の可否が決定されることとなります。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。それでは、私の方から 1 点よろしいでしょうか。施策としては、子どもの居場所づくり事業についてです。放課後子ども教室が 39 校全校で実施できるようになったと充実が図られているようで大変ありがたいのですが、決算額の説明に、放課後保育クラブ等の人件費等で使い切れなかったお金が返金されているとあったと思います。放課後における子どもの居場所が色々と作られてはいますが、その運営に当たる人材不足により子どもの安全が十分に図られているのか、充実した対応が図られているのかが、最近、報道でも取り上げられていることもあるため、人材が十分に確保できているのか伺います。

○青少年育成課長

青少年育成課長です。当課は放課後保育クラブが所管となっており、放課後保育クラブは社会福祉協議会が指定管理者として運営しています。現在、133 クラスある中で、1 クラスあたり 2 名以上の職員を配置するという基準のもと運営しており、人員については充足しています。ただ、当初予算を計上する際の積算と決算とで、差額が生じたので精算しております。

○山元幸恵委員

放課後保育クラブについてですが、委託していますが、責任については教育委員会になるのでしょうか。

○青少年育成課長

おっしゃるとおり、市が責任を持って放課後保育クラブを管理しなければいけません。指定管理者制度を使い、管理・運営を社会福祉協議会に任せます。

○山元幸恵委員

何か事故等があった場合や子どもの命、安全など取り返しがつかないことに対し、学校では子どもの安全を守るため、直接的に教育委員会が働きかける

ことができますが、放課後保育クラブについて、どこまで教育委員会が把握できているのか伺います。

○青少年育成課長

定期的に社会福祉協議会より報告を受けており、その上で、毎月定例的に職員間で打合せをし、問題がある場合は即時解決できるよう体制を敷いています。

○山元幸恵委員

ありがとうございます。他にございますか。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見は他にないようですので、報告第 16 号を終了いたします。続きまして、報告第 17 号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○青少年育成課長

青少年育成課長です。議案の 51 ページから 53 ページをご覧ください。

「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正」につきましては、先程ご説明いたしました報告第 15 号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは、議案の 54 ページをご覧ください。本議案は、放課後保育クラブの利便性の向上を図るため、「稲荷木放課後保育クラブ」を「稲荷木小学校放課後保育クラブ」に統合する必要があることから本条例の一部を改正するものでございます。稲荷木小学校の児童が利用する保育クラブは、現在、小学校に隣接している子ども発達支援センター分館の「そよかぜキッズ」内において「稲荷木保育クラブ」として 3 クラスを開所しておりますが、発達支援課が子ども発達支援センター分館の民営化を進めていることから、子ども発達支援センター分館のスペースを返還する必要がでてまいりました。そのため、「稲荷木保育クラブ」から「市川市稲荷木小学校放課後保育クラブ」に 3 クラスを移設し、「稲荷木保育クラブ」を廃止するものです。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 17 号を終了いたします。続きまして、「その他」に入ります。その他(1)「令和 6 年度中学生海外派遣事業の報告について」及び、その他(2)「令和 6 年度中学生海外受入事業について」は、関連する案件のため、一括して説明してください。

○指導課長

指導課長です。恐れ入りますが、57 ページをご覧ください。令和 6 年度の中学生海外派遣につきまして、派遣団は無事、7 月 30 日に 11 日間のドイツ派遣を終えましたことを、ご報告いたします。今年度は、7 月 20 日から 30 日ま

での11日間、第七中学校の川俣興一校長を団長とし、引率教諭2名とともに男子4名、女子12名、合計16名の中学生を、ドイツ連邦共和国ローゼンハイム市へ派遣いたしました。7月22日に現地学校で行われた文化祭の中の「日本デイ」と呼ばれる発表会や24日の学校訪問時に行ったプレゼンでは、英語で日本の文化を紹介し、ドイツの生徒たちに大変興味を持ってもらうことができました。また、25日に、中学生で初めて、地元の名士が集まる晩さん会に市長から招待を受け、緊張の中、ドイツ語で披露した「歓喜の歌」には、出席者から拍手喝采を受けました。派遣生徒たちはドイツ家庭でのホームステイや現地学校での体験、名所旧跡の見学を通じて、異国の文化や日常生活など、直接「見て、触れて、感じ、そして考える」貴重な体験をすることができました。今後は、派遣生徒たちが在学などで体験報告をすることで、更なる国際理解教育の推進を図ってまいります。

続きまして、「令和6年度中学生海外受入事業について」ご説明いたします。恐れ入りますが、59ページをご覧ください。ドイツからの生徒受入につきましては、平成16年度から実施しており、本年度は、10月19日から29日までの11日間、本市の派遣生を受入れていただいた家庭の生徒16名と引率教諭2名の来日を予定しています。日本の家庭でホームステイをすることにより、日本の生活や文化に触れるとともに、中学校での体験学習や在学生との交流、市内及び県内視察などを通じて、両国の生徒の国際理解が深まるプランを実施してまいります。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○大高究委員

今回、ドイツに行った16名が、男子4名、女子12名という男女比になっていますが、学生の選定はどのようにしていますか。

○指導課長

指導課長です。生徒の募集につきましては、各中学校に案内しており、男女関係なく、各中学校より挙がってきた生徒を派遣しました。

○大高究委員

ありがとうございます。

○山元幸恵委員

教育長どうぞ。

○教育長

補足いたしますと、ドイツの受入校が女子校であることから、女子生徒の応募が多いものと思われます。

○山元幸恵委員

他にないようですので、その他(1)、その他(2)を終了いたします。本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたしました。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、その他 教育委員の皆様から、ご意見・ご要望がありましたら承りたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。これをもちまして、令和6年9月定例教育委員会を閉会いたします。